

令和 2 年 5 月 25 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K03308

研究課題名（和文）デジタル経済と消費税

研究課題名（英文）Digital Economy and Consumption Tax

研究代表者

野一色 直人（NOISHIKI, Naoto）

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：20551865

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、消費課税の枠組みがデジタル経済に対応するため、日本の地理的特性を考慮しつつ、主として国内外の取引に係る消費税の課税に関して、国外事業者等の新たな負担等のあり方と適正な課税との関係、滞納された消費税等の徴収等の課題に関して、今後の解釈や法的枠組みの方向性等を検討した。

結論として、に関しては、近年の税制改正の内容は評価できるとしつつも、制度の適用上、基準等を明確にすべき必要性があること、に関しては、日本を含む各国の取組は評価できるが、国内法等との関係から、情報交換を含め徴収共助への対応が困難となる状況が生じることから、新たな制度の方向性の議論が必要であることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の研究成果の学術的意義としては、日本の地理的特性と共通性を有する英国と豪州等の制度や議論を踏まえつつ、近年の税制改正の内容は検討し、新たな制度の適用上の課題を明らかにしたことである。また、情報交換を含む徴収共助といった消費税の徴収上の法的問題に関して、租税条約や関連する地方税を含め、規定の解釈の方向性や制度の運用上の課題等を多面的に整理し、検討を試みたことである。

また、本研究の社会的意義としては、事業者（納税者）の負担等への配慮を踏まえつつ、デジタル経済に対応した消費税の枠組みの方向性を明らかにすることにより、納税者（国民）の消費税への信頼の確保に寄与できるのではないかと考える。

研究成果の概要（英文）：The aim of this study is to explore consumption taxation issues related to the Digital Economy considering the geographical features of Japan in terms of (1) the relation of the burden of businessmen (corporations) and a fair taxation system, and (2) the framework of the delinquent consumption tax collection system.

The findings indicate that (1) the recent Tax Reforms are appreciated, but administrative standards should be considered necessary and must be established while interpreting the Consumption Tax Law, and (2) the attempts to grapple with the problem of international delinquent tax by the governments of Japan and other countries are appreciated, but we need to assess the new tax collection system as mutual administrative assistance, including exchange tax information, will be unable to deal with the economic activity of the Digital Economy considering its relation to domestic law.

研究分野：公法分野

キーワード：デジタル課税 デジタル経済 消費税 仕入税額控除の制限 情報交換 徴収共助

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

デジタル経済 (Digital Economy) においては、例えば、電子書籍のように、税関を通ることなく、国外事業者から消費者に直接提供されることが日常となる状況において、これら電子書籍等のデジタルプロダクト (digital products) に対して、消費税を課することが困難となる。

このような場合、消費者が、国外事業者から電子書籍等を購入する場合と国内事業者から購入する場合、支払金額の違い、つまり、税負担の違いが生じ、結果として、全ての物品や役務に対して公平・中立に課税するといった消費税の原則を必ずしも維持できなくなることから、デジタル経済に対応した消費税 (付加価値税) の課税のあり方については、日本のみならず OECD 等において、議論が進められている。

日本においても、財務省主税局税制二課「国境を越えた役務の提供等に対する消費税の在り方について」(2013年11月)等の議論を踏まえ、競争上、国外事業者が国内事業者よりも有利とならないことを目指した平成27年度税制改正により設けられた新しい消費税の制度が2015年10月1日より施行されたところである。

また、諸外国の最近の動きとして、オーストラリアは、OECD や日本等の動きに言及した上で、2017年9月にもデジタル経済における電子書籍等の国外からの提供へ対応するため、オーストラリア外の事業者に対して物品・サービス税 (消費税) を課すことを検討していたことから、デジタル経済における日本の消費税の方向性について、競争上の中立性を確保する観点から検討が必要とされた。

2. 研究の目的

日本の新しい制度を詳細に検討すると、国外事業者に対してのみ課税当局への登録を求め、登録がされない場合、取引相手である国内事業者に仕入税額控除を認めないといった、国内事業者よりも国外事業者に対して新たな負担を求めるものであること (新たな内外差別の問題: 中立性 (Neutrality) の確保の問題)、国外事業者登録制度等の平成27年度税制改正により導入された新しい制度は、基本的に、欧州の制度を参考にしているが、陸続きの欧州の制度が、海に囲まれた日本において、常に適正な制度として機能するものと言えるのか (日本の地理的特性への考慮の問題: 柔軟性 (Flexibility) の確保の問題) さらに、国外事業者に対して消費税を課す仕組み (規定) が導入されたが、消費税を納付しない国外事業者からどのようにして、税を徴収するのかという問題 (国外事業者が滞納した消費税を徴収する問題: 実効性と公平性 (Effectiveness and Fairness) の確保の問題) について、必ずしも十分に議論が整理されていないと思われた。結果として、日本の新しい消費税の枠組みと付加価値税等に係る国際的な議論・方向性との間に齟齬が生じる可能性があるのではないかと、あるいは、デジタルプロダクトに対する消費税の課税が適切に執行できないのではないかとこの疑問が生じた。

具体的には、第1に、平成27年度税制改正により生じた消費税における新たな内外差別の問題と内外差別の解消に向けて整備すべき条件 (規定等) の分析を進め、第2に、国外事業者に対して消費税を課税する上での日本の地理的特性への考慮との観点から、デジタルプロダクトに対する日本の消費税の独自性や検討すべき点を明らかにし、第3に、国外事業者が滞納した消費税を徴収する問題については、国際的な滞納が増加する消費税 (付加価値税) を徴収するために必要な国際的な徴収の枠組みの内容・方向性を分析し、デジタル経済に対応した消費税の課税や徴収の枠組みの方向性を明らかにすることを研究の目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、デジタル経済に対応するための消費税の課題である 消費税における新たな内外差別の問題、日本の地理的特性への考慮の問題、国外事業者が滞納した消費税を徴収する問題に関して、今後の消費税の法的枠組みの方向性を明らかにすることを試みた。

研究の方法として、OECD における議論や欧州の付加価値税の制度の分析 (特に地理的に類似性を有する英国) を進め、また、地理的に類似性を有するオーストラリアで提案されたデジタルプロダクトに対する物品サービス税の概要の整理等を踏まえつつ、「実体なき仕入税額控除」を防止するための消費税法上の課題や改訂すべき項目を整理し、併せて、国外事業者が滞納した消費税の徴収の問題に関して、租税条約や関連する国内法の規定の具体的な課題を整理した。

特に、消費税 (付加価値税) の制度設計や議論をリードする OECD や欧州の付加価値税の分析に力点を置き、欧州、特に英国や豪州におけるデジタル経済に対応した付加価値税の制度の概要を整理した。

また、国外事業者が滞納した消費税を徴収する問題に関連して、徴収共助の国際的な動向も踏まえつつ、租税条約上の徴収共助に係る状況や関連する国内法の解釈等の法的課題の検討を進めた。

以上のような整理・検討を通じて、デジタル経済に対応するための消費税の課題を分析し、今後、必要とされる消費税の法的枠組みの具体的な方向性を明らかにした。

4. 研究成果

本研究は、消費課税の枠組みがデジタル経済に対応するため、日本の地理的特性を考慮しつつ、主として国内外の取引に係る消費税の課税に関して、国外事業者等の事業者の新たな負担等のあり方と適正な課税との関係、滞納された消費税等の徴収等の課題に関して、今後の解釈や

法的枠組みの方向性等を検討した。

結論の概要としては、以下における検討や研究成果を通じて、 に関しては、近年の税制改正の内容は評価できるとしつつも、制度の適用上、基準等を明確にすべき必要性があること、 に関しては、日本を含む各国の取組は評価できるが、国内法等との関係から、情報交換を含め徴収共助への対応が困難となる状況が生じることから、新たな制度の方向性の議論が必要であることを示した。

(1) 消費税における新たな内外差別の問題と日本の地理的特性への考慮の問題について

デジタル経済に対応するために平成27年度税制改正において、消費税法上、新たに定義された「電気通信利用役務の提供」、また、消費税の性質上、消費税の徴収の観点から課題となる「実体なき仕入税額控除」を防止するため導入された登録国外事業者制度の意義・課題等について、整理を行った。国外事業者から国内の消費者、消費者と事業者の双方に対するインターネット等を介した電気通信利用役務の提供、いわゆる“Business to Consumer”(B2C)を検討の対象とした。

平成27年度税制改正で設けられた国外事業者登録制度に関して、国外事業者の登録数の変化等の具体的な施行状況等を踏まえつつ、地理的に日本と類似性を有する英国における付加価値税制度において、日本のリバースチャージ制度等に類似する特色を有する英国のリバースチャージ制度や国外事業者の英国における登録制度を検討の対象とした。日本において、新しく導入されたリバースチャージ制度や登録国外事業者制度と英国における制度との比較・整理を通じて、登録国外事業者制度等の法的課題等を整理した。

具体的な研究成果としては、「登録国外事業者制度の意義と課題 日本と英国との比較を通して」(第494回日本税法学会関西地区研究会(2016年))との報告を行った。当該報告を基にし、国内外の資料を踏まえた上で、「登録国外事業者制度の意義と課題 日本と英国との比較を通して」木村弘之亮先生古希記念論文集編集委員会編『公法の理論と体系思考』(信山社、2017年)との論稿を公表し、消費税法上の登録国外事業者制度の意義、制度の運用や法令の解釈に係る課題を明らかにした。

また、平成29年度税制改正において、消費税法上、新たに創設・整備された、ビットコイン等の仮想通貨に係る消費税の課税関係の意義・課題等の整理を進めた。具体的には、欧州司法裁判所の判決や国内における仮想通貨に係る法的分析等を踏まえ、平成29年度税制改正の内容は評価されるものであるが、資金決済法の定義から外れる仮想通貨、例えば、いわゆる地域通貨の譲渡については、消費税が課税される可能性があるとの消費税法上残された課題を整理した。具体的な研究成果として、「仮想通貨の取引に係る消費税法上の非課税措置の意義と課題」税研194号(2017年)との論稿を公表し、一定の仮想通貨に係る消費税が課されることから、消費税の課税関係と仮想通貨との関係に課題が残ることを明らかにした。

さらに、地理的に日本と類似性を有するオーストラリアにおけるデジタルプロダクトに対する物品サービス税の概要、特に、日本と類似の制度である、オーストラリアにおける国外事業者に対する物品サービス税に係る課税制度の概要や制度の創設に係る議論等との比較・整理を通じて、デジタルプロダクトを提供する国外事業者に対する日本の消費税の課税制度に関して内外差別に係る法的課題の検討を行った。

具体的な研究成果としては、「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税における国外事業者の納税義務に係る法的課題」近畿大学法学65巻3・4号(2018年)との論稿を公表し、日本とオーストラリアとの制度の比較を通じて、日本の消費税法上、国外事業者に係る課税要件の解釈に関する課題を明らかにした。

また、上記の新たな制度の法的課題に関連する問題である租税回避について、日本の租税回避の特色や課題に関して、第二セッションのコメント(野一色直人=高橋祐介:2017年社団法人韓国税法学会秋季国際学術大会「韓国における租税回避防止」(2017年)シンポジウム・ワークショップ・パネル(指名))において研究報告を行った。さらに、仕入税額控除の制限に係る制度に関して、令和元年度税制改正において、消費税法上、新たに創設された金等の密輸品に係る仕入税額控除の適用を制限する制度の意義、制度の解釈上の課題に係る整理を行った。

具体的な研究成果としては、「仕入税額控除制度をめぐる法的課題」(税務大学校税務研究会(2019年))の研究報告を行った。また、当該報告を基にしつつ、国内外の資料の検討等を踏まえ、「消費税法30条11項等に係る仕入税額控除の制限をめぐる法的課題」税大ジャーナルとの論稿を公表した。新たな制度である消費税法30条11項等の創設の必要性を示しつつ、既存の制度、関連する裁判例、あるいは、英国における類似の制度の比較を通じて、新たな規定の適用上、整理すべき法的な論点を明らかにした。

(2) 国外事業者が滞納した消費税を徴収する問題

滞納された消費税等を徴収する前提である国外事業者等の納税者についての情報収集に関して、デジタル経済やシェアリングエコノミーの拡大に伴い、注目されているいわゆる民泊に係る課税(宿泊税)等に注目し、近年の税制改正等の概要の整理等を通じて、新たな税務上の制度の特色や法的課題等に係る検討を行った。

具体的な研究成果としては、「税法上の新たな情報収集手法の意義と課題」産大法学51巻3・4号(2018年)との論稿を公表し、現行制度上、税務当局の取りうる手法の特色や限界等の

整理を示した。また、シェアリングエコノミーに関連して、「宿泊税の徴収の方法に係る法的課題 特別徴収義務者をめぐる法的課題を中心に - (第507回日本税法学会関西地区研究会(2018年))との研究報告を行った。当該報告を基にし、「宿泊税の徴収の方法に係る法的課題 特別徴収義務者をめぐる法的課題を中心に - 」共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯 - 共栄法律事務所創立20周年記念論文集』(法律文化社、2018年)との論稿を公表した。特に、地方公共団体における新たな経済活動に伴い課された税を的確に徴収する上での課題を明らかにした。さらに、関連する研究として、地方公共団体における新たな経済活動に伴い生じる課税上の紛争等に関して、「地方税に係る最近の争訟の概要と特色」(第512回日本税法学会関西地区研究会(2018年))や「税法上の処分不当性の意義 地方税に係る行政不服審査会答申を素材として」(第501回日本税法学会中部地区研究会(2018年))との研究報告を行い、当該報告を基にし、「地方税に係る最近の争訟の概要と特色 - 行政不服審査会の答申を素材として」産大法学53巻2号(2019年)との論稿を公表し、デジタル経済への対応に係る地方税法上の課題等を整理した。

また、日本の地理的特性との観点も踏まえつつ、消費税の滞納を防ぐための徴収制度に関して、日本と地理的類似性を有する英国において新たに創設されたVATの連帯納付に係る責任等の概要の整理を行い、当該制度の課題、日本における導入の可能性等に係る検討を行った。

具体的な研究成果としては、「消費税法上の連帯納付責任に係る検討の意義と課題 - 英国において新たに創設されたVATの連帯納付責任等を素材として - 」(第511回日本税法学会関西地区研究会(2018年))との研究報告を行った。当該報告を基にし、「消費税法上の連帯納付に係る責任の検討の意義と課題 - 英国において新たに創設されたVATの連帯納付に係る責任等を素材として - 」税法学580号(2018年)との論稿を公表し、英国の制度の特色を明らかにした上で、類似の制度を日本の消費税制度に導入する場合、議論すべき課題や考慮すべき事項等の検討内容を明らかにした。

さらに、デジタル経済において、デジタルプロダクトやサービスの提供者と消費者との間を問わず等、デジタル経済において重要な役割を有するプラットフォームに対する新たな税務調査権限等の意義や限界を検討した。

具体的な研究成果としては、「国税通則法上の新たな情報照会手続(案)の意義と法的課題」(第517回日本税法学会関西地区研究会(2019年))との研究報告を行った。当該報告を基にし、「国税通則法上の新たな情報照会手続の意義と法的課題」税法学582号(2019年)との論稿を公表し、新たに設けられた調査権限や法的根拠の意義、残された課題等を整理した。

加えて、デジタルプロダクトを提供する国外事業者の取引に係る税法上の情報収集手法に関して、租税条約に基づく国際的情報交換に係る法的課題の整理を行った。

具体的な研究成果としては、「税務上の国際的情報交換に係る法的課題」(第21回国際商取引学会全国大会(2018年))との研究報告を行った。当該報告を基にし、「税務上の国際的情報交換に係る法的課題」国際商取引学会年報21号(2019年)との論稿を公表し、租税条約等に基づく国際的情報交換の意義のみならず、情報交換の限界といった課題を明らかにした。

さらに、租税条約上の情報交換を基礎とする、国外事業者が滞納した租税を徴収する枠組みである租税条約上の徴収共助の法的問題や徴収共助の限界に関して、「外国からの徴収共助の要請に係る法的課題」産大法学54巻1号(2020年)との論稿を公表した。

以上の研究を通じて、消費税における新たな内外差別の問題については、日本の地理的特性を踏まえつつ、新たに設けられた国外事業者登録制度や「実体なき仕入税額控除」を防止するための制度は一定の意義を有しているものと評価できるが、消費税法上の解釈上、取引に關する者の負担に関して、不明確な点が残ることから、制度の適用基準や解釈の方向性について、日本と地理的に共通性を有する外国の基準等を参考にしつつ、整備する必要があることを明らかにした。

また、国外事業者が滞納した消費税の徴収の問題については、日本の地理的特性を踏まえつつ、滞納された税を徴収する上で前提となる税務当局の調査権限について、新たに設けられた調査権限は一定の意義を有しているもの、新たな制度の解釈や関連する制度との関係が不明確な点が残ることから、調査権限の拡大等については、慎重な対応が必要であることを明らかにした。このような整理・検討を踏まえつつ、徴収上の法的問題に関して、日本が締結した租税条約や関連する規定は滞納された租税の徴収と国民の権利保護との間で一定のバランスを取っている点が評価できることを明らかにした。ただ、今後多様化するデジタル経済等の経済活動に対応する上で、現行の租税条約や関連する法令の解釈上、徴収共助を進めていく上で、一定の限界や制約等が予想されることから、今後改訂すべき項目や議論すべき具体的な内容があることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 580号
2. 論文標題 消費税法上の連帯納付に係る責任の検討の意義と課題 - 英国において新たに創設されたVATの連帯納付に係る責任等を素材として -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 税法学	6. 最初と最後の頁 63 - 84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 1
2. 論文標題 宿泊税の徴収の方法に係る法的課題 - 特別徴収義務者をめぐる法的課題を中心に -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 共栄法律事務所編『法の理論と実務の交錯 - 共栄法律事務所創立20周年記念論文集』	6. 最初と最後の頁 470 - 492
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 194号
2. 論文標題 仮想通貨の取引に係る消費税法上の非課税措置の意義と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 税研	6. 最初と最後の頁 31 - 35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 51巻3・4号
2. 論文標題 税法上の新たな情報収集手法の意義と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 67 - 84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 65巻3・4号
2. 論文標題 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税における国外事業者の納税義務に係る法的課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 近畿大学法学	6. 最初と最後の頁 269 - 292
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 1
2. 論文標題 登録国外事業者制度の意義と課題 日本と英国との比較を通して	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 公法の理論と体系思考(木村弘之亮先生古希記念論文集)	6. 最初と最後の頁 169 - 187
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 21
2. 論文標題 税務上の国際的情報交換に係る法的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商取引学会年報	6. 最初と最後の頁 230 - 239
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 582号
2. 論文標題 国税通則法上の新たな情報照会手続の意義と法的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 税法学	6. 最初と最後の頁 67 - 82
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 54巻1号
2. 論文標題 外国からの徴収共助の要請に係る法的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 1 - 19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 53巻2号
2. 論文標題 地方税に係る最近の争訟の概要と特色 - 行政不服審査会の答申を素材として	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 産大法学	6. 最初と最後の頁 75 - 100
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 野一色 直人	4. 巻 31号
2. 論文標題 消費税法30条11項等に係る仕入税額控除の制限をめぐる法的課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 税大ジャーナル	6. 最初と最後の頁 1 - 17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件(うち招待講演 2件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 消費税法上の連帯納付責任に係る検討の意義と課題 - 英国において新たに創設されたVATの連帯納付責任等を素材として -
3. 学会等名 第511回日本税法学会関西地区研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 地方税に係る最近の争訟の概要と特色
3. 学会等名 第 5 1 2 回日本税法学会関西地区研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 税務上の国際的情報交換に係る法的課題
3. 学会等名 第 2 1 回国際商取引学会全国大会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 税法上の処分 の 不当性 の 意義 地方税に係る行政不服審査会答申を素材として
3. 学会等名 第 5 0 1 回日本税法学会中部地区研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 国税通則法上の新たな情報照会手続（案）の意義と法的課題
3. 学会等名 第 5 1 7 回日本税法学会関西地区研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 仕入税額控除制度をめぐる法的課題
3. 学会等名 税務大学校税務研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 高橋祐介 = 野一色直人
2. 発表標題 第二セッションのコメント
3. 学会等名 2017年社団法人韓国税法学会秋季国際学術大会「韓国における租税回避防止」(招待講演)(国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 宿泊税の徴収の方法に係る法的課題 特別徴収義務者をめぐる法的課題を中心に -
3. 学会等名 第507回日本税法学会関西地区研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 野一色 直人
2. 発表標題 登録国外事業者制度の意義と課題 日本と英国との比較を通して
3. 学会等名 第494回日本税法学会関西地区研究会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

・「税法上の新たな情報収集手法の意義と課題」産大法学51巻3・4号
・「地方税に係る最近の争訟の概要と特色 - 行政不服審査会の答申を素材として」産大法学53巻2号
・「外国からの徴収共助の要請に係る法的課題」産大法学54巻1号
京都産業大学学術リポジトリ
<https://ksu.repo.nii.ac.jp/>

・「国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税における国外事業者の納税義務に係る法的課題」近畿大学法学65巻3・4号
近畿大学学術情報リポジトリ
https://kindai.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=924&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=21

・「消費税法30条11項等に係る仕入税額控除の制限をめぐる法的課題」税大ジャーナル
税務大学校税大ジャーナル
<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kenkyu/journal.htm>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----